

部活動に係る活動方針

福山市立【一ツ橋】 中学校

1 基本方針

- 部活動を通して専門性のみならず，人間力を育成する。
- (1) 自主的な活動を通し，心身を鍛え，自己の個性や能力を伸ばそうとし挑戦し続ける生徒の育成。（課題解決力）
 - (2) 部の一員として自覚を育て，自らの活動を振り返り，主体的に集団生活に必要なルールやマナーを守ろうとする生徒の育成。（主体性・積極性）
 - (3) 自ら考え，健全で安全な生活を送ることができる生徒の育成。（論理的思考力）
 - (4) 共同意識を高めるとともに，技術の向上を図る。（コミュニケーション能力）

2 適切な運用のための体制

- (1) 部活動顧問は，毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。校長は，毎月の活動計画及び活動実績の確認により，部の活動内容を把握し，生徒が安全にスポーツ活動を行い，教職員の負担が過度とならないよう指導・是正を行う。
- (2) 校長は活動方針及び活動計画等を学校のホームページに公開する。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 校長及び部顧問は，運動部活動の実施に当たっては，文部科学省が2013年（平成25年）5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り，生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防・熱中症事故の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。），事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 熱中症事故の予防については気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し，気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施し，場合によっては活動の中止や，延期，見直し等の対応を行う。
- (3) 生徒の技能の向上や，生涯を通じて文化活動やスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう，生徒とコミュニケーションを十分に図り，生徒がバーンアウトすることなく，技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう，各部の特性等を踏まえた計画的な指導により休養を適切に取りつつ，短時間で効果が得られる指導を行う。
- (4) 平日の早朝練習については部活動顧問の監督のもと7時30分から8時10分までの間で認める。（土日の早朝練習は認めない）

4 適切な休養日等の設定

- (1) 週当たり2日以上休養日を設ける。ただし，平日は定時退校日と併せて少なくとも1日，土曜日及び日曜日は少なくとも1日を休養日とする。
- (2) 週末に大会参加等で活動した場合は，翌週の中で休養日を他の日に振り替える。
- (3) 1日の活動時間は平日は2時間程度
- (4) 学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度
- (5) 活動日時，休養日については部活動計画で示す。

5 学校単位で参加する大会等

- (1) 学校体育団体の主催，共催する大会とする。
- (2) その他の大会等については，方針の趣旨に則り，校長が認める大会のみとする。